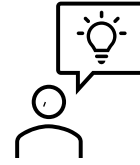


一人法人設立で知っておきたいこと



ご存じですか？

☑後継候補者

☑清算人

☑遺族への影響

### ●社員が1人の社会保険労務士法人（以下「一人法人」という。）とは

第8次社会保険労務士法改正による一人法人制度（平成28年1月1日施行）の創設により、これまで2人以上の社員による設立が必須であった社会保険労務士法人について、社員が1人でも社会保険労務士法人を設立することが可能となり、また、社員の数が1人になっても社会保険労務士法人の解散事由には該当しなくなりました。



そうなんだ！じゃあ私、一人法人を早速設立するわ！

待って！一人法人の設立には後継候補者が必要です。



後継候補者？

### ●後継候補者とは

「後継候補者」とは、当該一人法人が社員の死亡により社会保険労務士法第25条の22第1項第7号（社員の欠亡による解散）に該当することとなった場合に、社会保険労務士法第25条の22の2（社会保険労務士法人の継続）の規定により新たに加入させる社員の候補者として当該一人法人が定めた社労士（社会保険労務士法人の社員の欠格事由に該当する者を除く。）です。

一人法人は、全国社会保険労務士会連合会会則第 39 条の 3 第 4 項により、あらかじめ「後継候補者」及びその優先順位を定める必要があります（後継候補者は 1 名でも構いません）。



後継候補者って、誰でもなれるの？

登録種別も所属都道府県会も問わず、連合会に社労士登録している社労士であれば、誰でもなれますよ。

※ただし、法第 25 条の 8 第 2 項各号に掲げる者（業務停止中の者等）を除く。



そうなんだ！じゃあ私の後継候補者になってくれる人を早速探すわ。  
でも、簡単に引き受けてくれるかしら？

そうですね。後継候補者の役割についてきちんと説明してあげれば、きっと引き受けてくれると思いますよ！



## ● 後継候補者の役割

後継候補者は、通常、清算人により、新たに加入させる社員として最優先で検討されることが想定されますが、後継候補者が当然に新たに社員として加入するものではありません。

一人法人制度が出来る際、資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること等が懸念されたことから、当該懸念を払拭する観点で後継候補者を届け出る義務を連合会会則に定めることとしたものです。



それなら私の後継候補者になってくれる仲間がいそうだわ！

ところで、「清算人」て何だろう？

## ● 清算人とは

社会保険労務士法人は、解散した場合、清算手続きが必要となります。清算人は、現務の結了（継続中の業務を完結させること）、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配、といった、清算業務を担う人のことです。



私に万が一があったら、清算人が法人の解散や継続の手続きをしてくれるの？

解散や継続の手続きは清算人が手続きを行います。後継候補者が清算人になる義務はありません。ご家族が各種手続きを行う必要があります。



### ●社員の欠亡による法人の清算及び継続手続

一人法人は社労士が死亡（社員の欠乏）と同時に法人は解散となります。そのため後継候補者や勤務社労士がいたとしても、法人は継続されません。後継候補者が清算人となる決まりはないため、一旦、相続人等利害関係人が裁判所に清算人選任申し立てをし、裁判所が弁護士（清算人）を選任します。

清算人が選任されると、清算人による法人継続の手続きを開始し、清算人は相続人全員の同意を得て、社員を加入させ、法人を継続することが可能です。

#### ～清算人に支払う費用が発生します～

裁判所への清算人選任申し立てや清算人への費用の支払いは、法人の規模に応じ数十万円～数百万円になる場合もあると言われています。

また、裁判所への清算人選任申し立てを行おうとする場合、裁判所とのやり取りや申し立て資料の作成に労力が必要となり、弁護士等の専門家に依頼することになると、さらに費用負担が発生します。一人法人として事務所を運営する場合、ご自身に万が一のことがあった際には、相続人等に負担が生じてしまうことを留意いただく必要があります。



え！じゃあ私の家族が大変な業務を背負うことになるのね。

一人法人か共同法人か、もう一度、考えてみるわ。

一人法人を正しく理解して、

将来のことも考えておきたいですね！





「後継候補」や「法人の清算」を含め、法人設立に関してまとめた冊子があると良いのだけど・・・。

社会保険労務士法人の手引がありますよ！



### ● 「社会保険労務士法人の手引」について

全国社会保険労務士会連合会では、社会保険労務士法人設立までの概要をまとめた「社会保険労務士法人の手引」を作成しております。社会保険労務士法人の設立をご検討される方は、全国社会保険労務士会連合会会員専用ページからダウンロード頂きご利用ください。

＜「社会保険労務士法人の手引」掲載 URL＞

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/document/tabid/363/Default.aspx>

全国社会保険労務士会連合会会員専用ページ\_ホーム>資料・頒布物>無料ダウンロード

